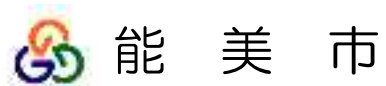





能美市耐震改修促進計画

令和3年 11 月



目次

 第1章 計画の概要と耐震化の必要性 _____	
1-1. 計画改訂の背景	1
1-2. 計画の概要	2
1-3. 耐震化の必要性	5
 第2章 耐震化の現状と目標 _____	
2-1. 住宅における耐震化の目標	7
2-2. 多数の者が利用する建築物における耐震化の目標	10
 第3章 耐震改修促進に向けた取り組み _____	
3-1. 耐震化の方針	13
3-2. 耐震化への取り組み	14

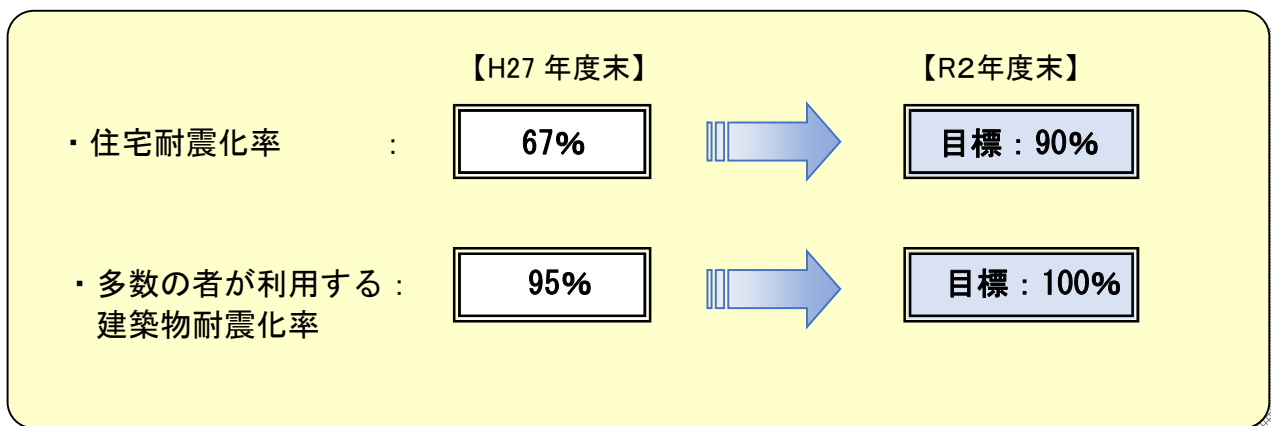
第1章 計画の概要と耐震化の必要性

1-1. 計画改訂の背景

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、耐震改修促進法）」に基づき、本市は能美市耐震改修促進計画を策定し、住宅と多数の者が利用する建築物の耐震化率の促進に取り組んできました。

本計画は、平成27年度に改訂した「能美市耐震改修促進計画」が計画年度に達したことを受け、耐震化の進捗状況を確認するとともに、耐震化の目標や耐震化促進に向けた施策の見直しを行い、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の促進を図っていくために改訂するものです。

【平成27年度 能美市耐震改修促進計画】



【本計画の目的】

- ・ 現状耐震化率の進捗確認
- ・ 耐震化目標の修正
- ・ 計画の見直し

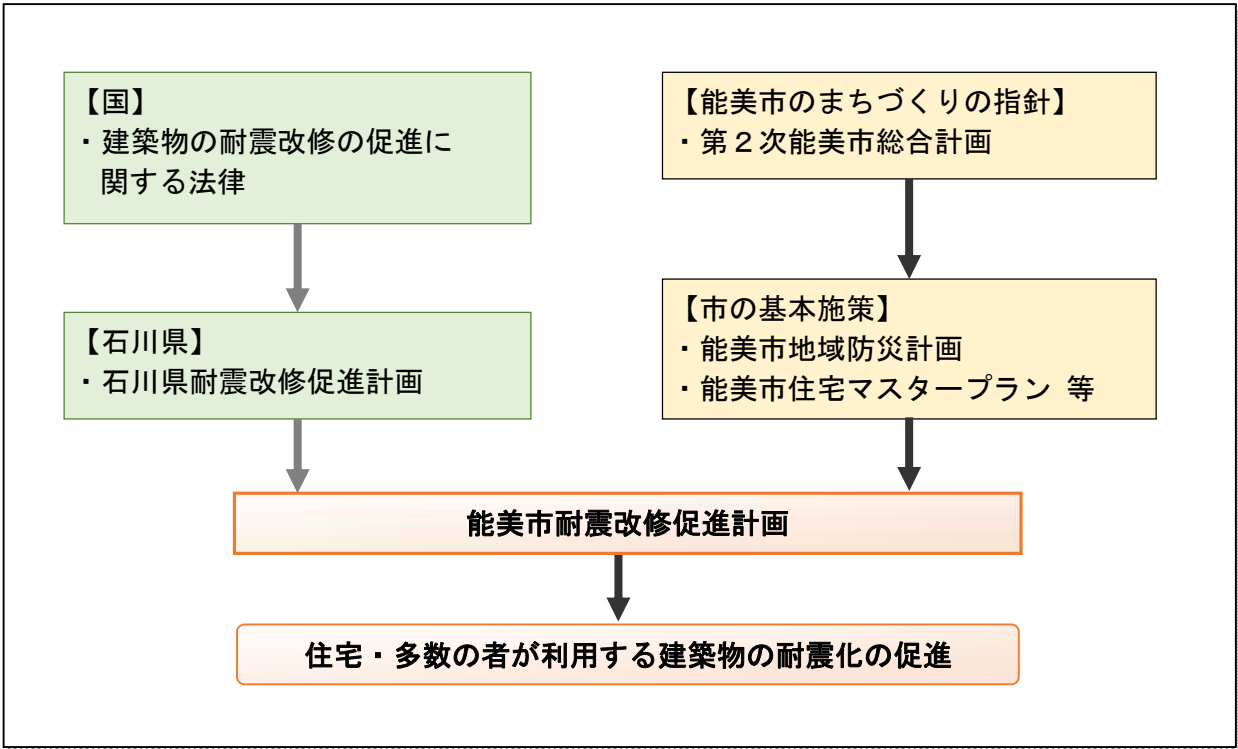
1-2. 計画の概要

1) 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 31 年 1 月改正)」および「石川県耐震改修促進計画(平成 29 年 3 月)」を踏まえ、本市における住宅・多数の者が利用する建築物の耐震診断・耐震改修を促進するための計画として定めるものです。

また、本市のまちづくりの指針である「第2次 能美市総合計画」に基づくとともに、地域防災計画や能美市住宅マスタープランなど、基本施策との整合を図りつつ定めます。

■ 本計画の位置づけ ■



2) 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの約5年間を対象に、耐震化の促進に必要な目標や取り組み等について記載するものです。また、計画の進捗状況や制度の改定、大規模な災害の発生等、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

■ 計画期間 ■

開始年度	終了年度
令和3年度	令和7年度

3) 耐震化を促進する建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、次のうち、建築基準法の構造規定が大きく改正される前に建築された建築物（旧耐震建築物※1）を対象とします。

① 住宅

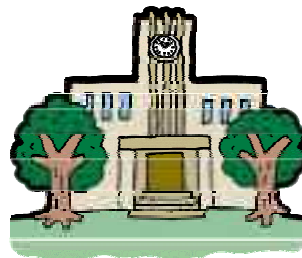
阪神・淡路大震災では、死者数の多くが住宅・家具類等の倒壊によるものでした。生命・財産を守るための基本となる、住宅の耐震化を促進します。

- ・ すべての住宅及び共同住宅



② 多数の者が利用する建築物

地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定される多数の者が利用する建築物の耐震化を促進します。



※1 旧耐震建築物:昭和56年6月1日に施行された建築基準法の構造規定改正前に建築された建築物のこと

■ 多数の者が利用する建築物 ■

用 途		多数の者が利用する建築物の規模要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上
ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿		
事務所		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの		
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場(危険物の貯蔵所又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の 停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建物		

1-3. 耐震化の必要性

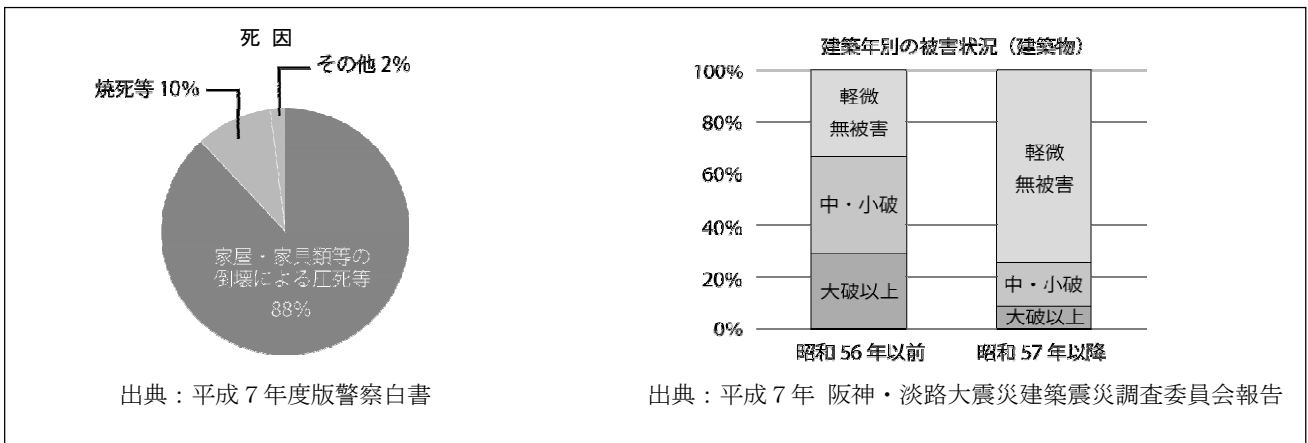
東海、東南海、南海、首都直下型などの大地震の脅威が切迫し、いつどこで発生するかわからない地震に対して備えておく必要があります。過去の地震被害の多くは建築物の倒壊等によるものであったことから、住宅・建築物の耐震化を図ることは地震対策を行う上で重要といえます。

1) 過去に発生した大規模地震の概要

① 阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）（平成7年1月17日、最大震度7）

内陸で発生した直下型地震であり、神戸市を中心とした阪神地域等に甚大な被害をもたらしました。約10万棟を超える住宅が全壊し、6,400人を超える死者が出ました。地震による直接的な死者数は約5,500人で、このうち被害者の約9割（約4,800人）は家屋・家具類等の倒壊により命を奪われたことがわかっています。また、倒壊した建築物等は、火災やがれきの発生、避難や救助・消火活動の妨げなど、被害の拡大を招きました。さらに、被害が大きかった建築物の多くは、昭和56年以前の建築物であることもわかっています。

■ 阪神・淡路大震災での被害状況 ■



② 能登半島地震（平成19年3月25日、最大震度6強）

能登半島沖を震源に発生し、住家被害は、全壊686棟、半壊1,740棟、一部損壊26,956棟の合せて29,382棟にのぼり、約2,600人を超える人々が避難所生活を余儀なくされました。

■ 能登半島地震で倒壊した家屋 ■



③ 東北地方太平洋沖地震（東日本大地震）（平成23年3月11日、最大震度7）

太平洋三陸沖を震源に発生し、東北から関東にかけて広範囲で強い揺れを観測しました。また、太平洋沿岸を中心に高い津波が襲い、東日本一帯に甚大な被害をもたらしました。

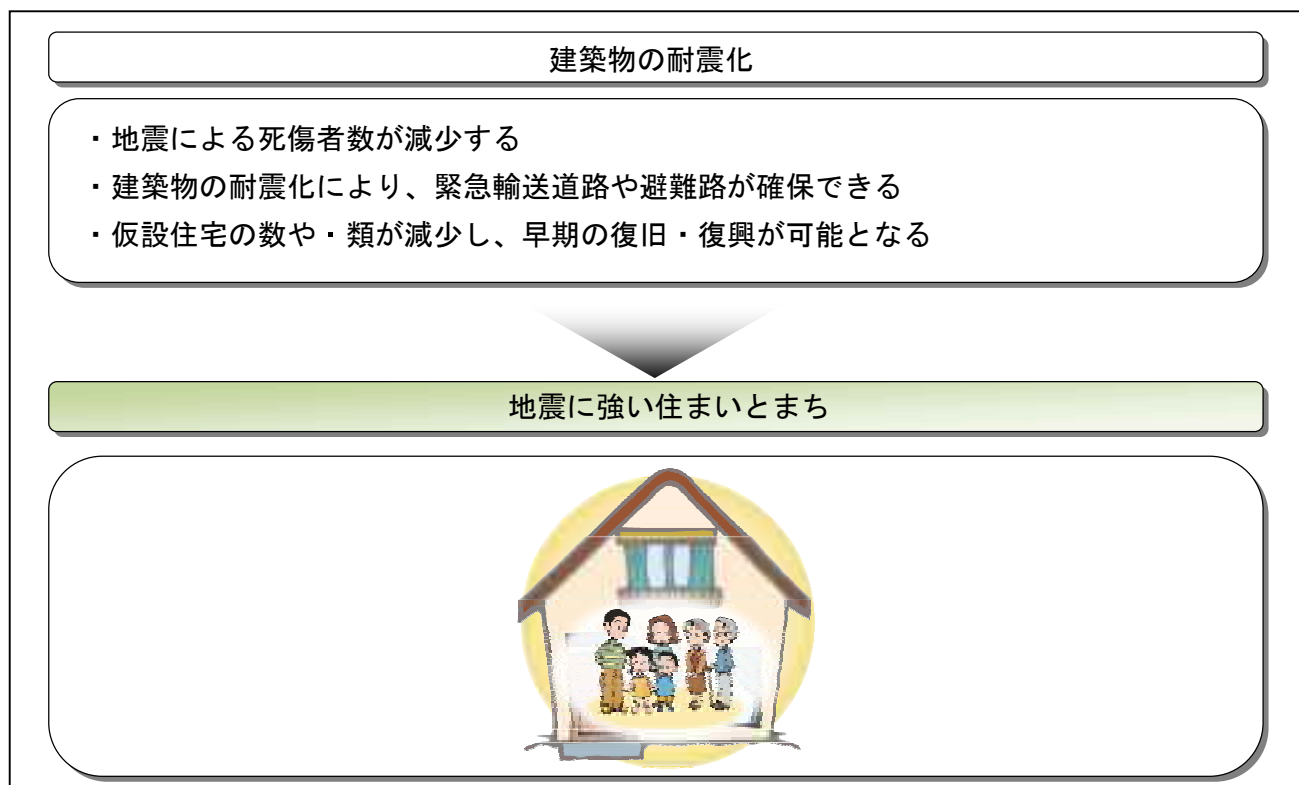
■ 東日本大震災で倒壊した家屋 ■



2) 耐震化の必要性

地震の発生を阻止したり、予想したりすることは難しいですが、地震の発生による被害を軽減することは可能です。過去の地震より、住宅・建築物の倒壊等で被害が拡大することがわかっており、住宅・建築物を倒壊しないようにすること、すなわち《耐震化》が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な方法です。

■ 耐震化の必要性 ■



第2章 耐震化の現状と目標

2-1. 住宅における耐震化の目標

1) 耐震化の現状（住宅）

住宅の現状耐震化率は、令和2年度末現在で72%となっています。校区別の耐震化率では、湯野小学校区の82%が最も高く、宮竹小学校区の57%が最も低くなっています。

■ 住宅の現状耐震化率 ■

令和2年度末現在

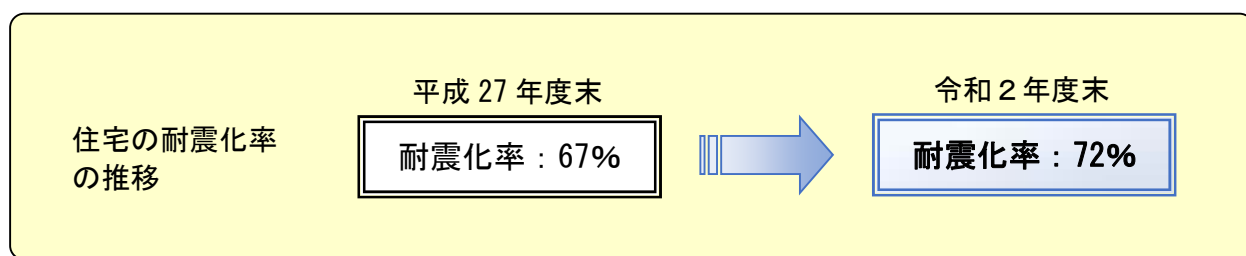
校区	総戸数	耐震化率		耐震化率
		耐震性あり	耐震性なし	
浜小学校区	4,490	3,057	1,433	68 %
福岡小学校区	1,265	832	433	66 %
寺井小学校区	2,574	1,802	772	70 %
湯野小学校区	1,624	1,332	292	82 %
粟生小学校区	1,251	920	331	74 %
辰口中央小学校区	3,296	2,617	679	79 %
宮竹小学校区	759	431	328	57 %
和気小学校区	803	586	217	73 %
合計	16,062	11,577	4,485	72 %

- ※ 「総戸数」は、固定資産台帳を基に算出した戸数で、統計データより算出した空き家を除いている。
- ※ 「耐震性あり」は、昭和57年以降建築（新耐震）された建築物数と昭和56年以前建築（旧耐震）された建築物数のうち、耐震性のある建築物（昭和56年以前建築の耐震性ありについては、国の調査に基づく耐震性あり掛率（木造12%、非木造76%）を乗じて建築物数を算出。また、改修実績数を考慮し算出した。
- ※ 「新耐震」、「旧耐震」とは、昭和55年に建築基準法における構造規定が改正され、昭和56年6月1日に施行された。新たな基準で建築されたものを「新耐震（建築物）」、以前の建築物を「旧耐震（建築物）」という。本計画では、昭和56年以前に建築された建築物を旧耐震、昭和57年以降に建築された建築物を新耐震として算出している。

2) 耐震化率の推移（住宅）

住宅の耐震化率の推移をみると、平成27年度末に67%であった耐震化率は令和2年度末に72%となり、5年間で5%増加したことがわかります。校区別の耐震化率の増加が最も高いのは、宮竹小学校区の8%で、最も低いのは湯野小学校区・辰口中央小学校区の3%となっています。

■ 住宅の耐震化率の推移 ■



校区	平成27年度末 耐震化率	令和2年度末 耐震化率	耐震化率の増加 (5年間)
浜小学校区	61 %	68 %	+7 %
福岡小学校区	60 %	66 %	+6 %
寺井小学校区	64 %	70 %	+6 %
湯野小学校区	79 %	82 %	+3 %
粟生小学校区	69 %	74 %	+5 %
辰口中央小学校区	76 %	79 %	+3 %
宮竹小学校区	49 %	57 %	+8 %
和気小学校区	69 %	73 %	+4 %
合計	67 %	72 %	+5 %

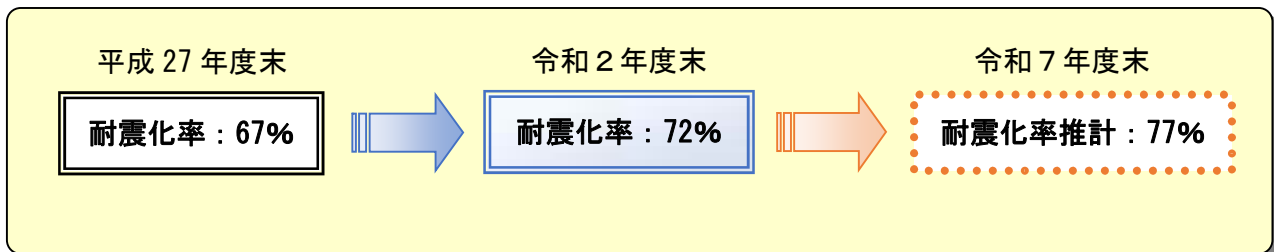
3) 耐震化率の目標（住宅）

耐震化率の推移より、平成 27 年度末から令和 2 年度末の 5 年間で耐震化率が 5% 増加しています。この推移のまま耐震化率が増加すると、目標年次の令和 7 年度末には耐震化率は 77% まで増加すると推計しています。

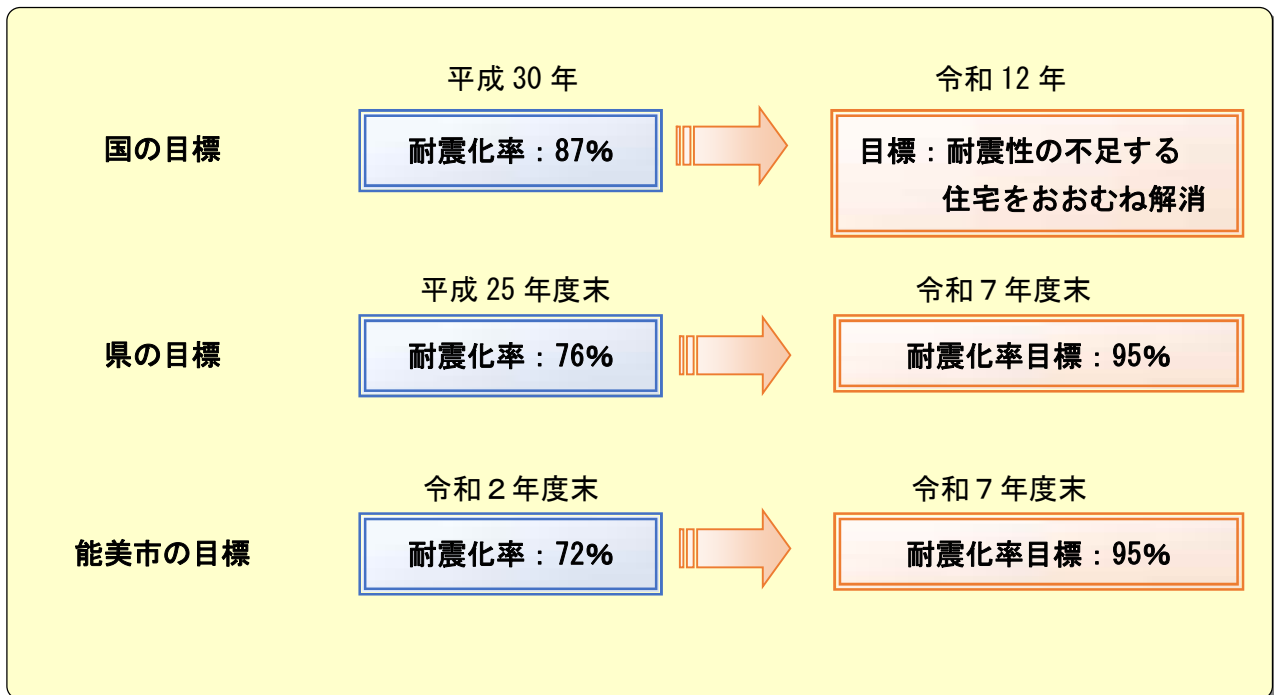
国は、平成 30 年の耐震化率 87% を令和 12 年までに耐震性の不足する住宅をおおむね解消することを目標に掲げています。また県は、平成 25 年度末の耐震化率 76% を令和 7 年度末に 95% にすることを目標に掲げています。能美市では、耐震化率の推移と国、県の目標値を踏まえ、令和 7 年度末の耐震化率目標を 95% に設定します。



■ 住宅の耐震化率の推計 ■



■ 住宅の耐震化率の目標 ■



2-2. 多数の者が利用する建築物における耐震化の目標

1) 耐震化の現状（多数の者が利用する建築物）

① 能美市

本市の多数の者が利用する建築物の総数は、176 棟で現状耐震化率は 96%（169 棟/176 棟）となっています。耐震化率 100%を達成している用途が多数あります。

■ 多数の者が利用する建築物の現状耐震化率（能美市） ■ 令和2年度末現在

用途ある		総棟数	耐震化率		耐震化率
			耐震性あり	耐震性なし	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは特別支援学校	27	27	-	100%
	上記以外の学校	23	23	-	100%
体育館（一般公共の用に供されるもの）		6	5	1	83%
病院、診療所		9	8	1	89%
集会場、公会堂		7	6	1	86%
展示場		1	1	-	100%
ホテル、旅館		6	5	1	83%
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		37	35	2	95%
事務所		18	18	-	100%
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの		5	5	-	100%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの		7	7	-	100%
幼稚園、保育所		1	1	-	100%
博物館、美術館、図書館		1	1	-	100%
遊技場		1	1	-	100%
工場（危険物の貯蔵所又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		23	22	1	96%
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建物		4	4	-	100%
合計		176	169	7	96%

② 公共建築物

多数の者が利用する建築物のうち、公共建築物の総数は107棟で現状耐震化率は99%（106棟/107棟）となっています。対象となるすべての建築物の耐震化が図られるためには残り1棟の耐震化が必要となります。

■ 多数の者が利用する建築物の現状耐震化率（公共建築物） ■

令和2年度末現在

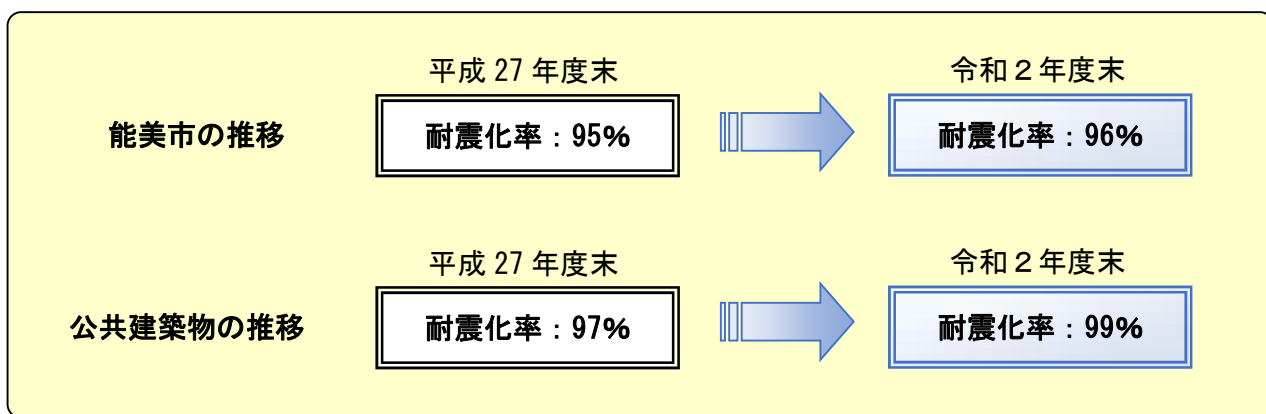
用 途		総棟数	耐震化状況		耐震化率
			耐震性あり	耐震性なし	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは特別支援学校	27	27	-	100%
	上記以外の学校	23	23	-	100%
体育館（一般公共の用に供されるもの）		6	5	1	83%
病院、診療所		4	4	-	100%
集会場、公会堂		5	5	-	100%
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		27	27	-	100%
事務所		2	2	-	100%
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの		2	2	-	100%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの		5	5	-	100%
幼稚園、保育所		1	1	-	100%
博物館、美術館、図書館		1	1	-	100%
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建物		4	4	-	100%
合計		107	106	1	99%



2) 耐震化率の推移（多数の者が利用する建築物）

本市全体の多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移は、平成27年度末95%から令和2年度末96%まで増加しています。また、公共建築物の耐震化率の推移も平成27年度末97%から令和2年度末99%まで増加しています。

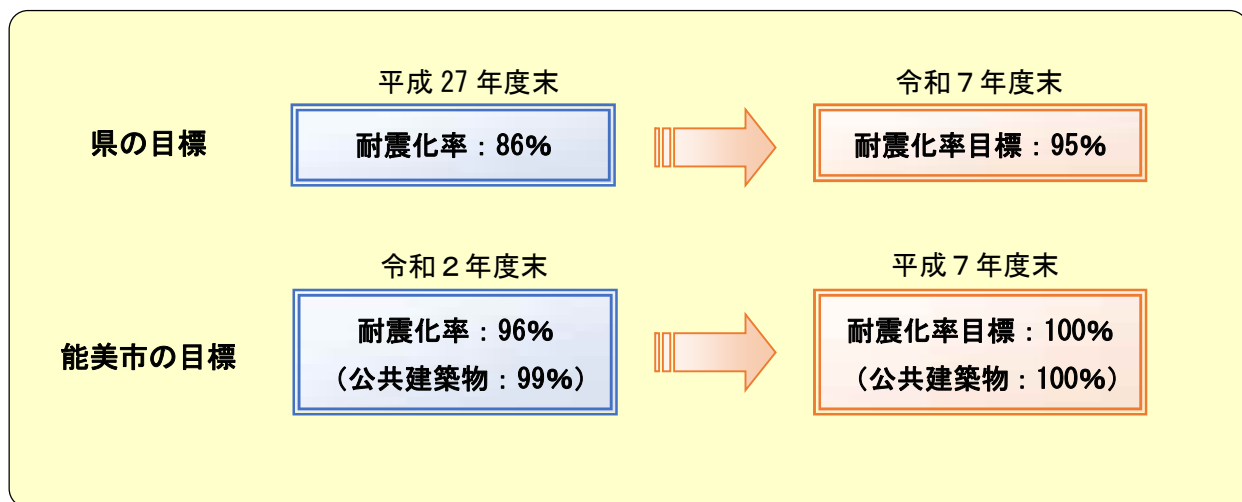
■ 多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移 ■



3) 耐震化率の目標（多数の者が利用する建築物）

県は、平成27年度末の耐震化率86%を令和7年度末に95%にすることを目標に掲げています。能美市では、耐震化率の推移と県の目標値を踏まえ、令和7年度末の耐震化率目標を100%に設定します。このうち、公共建築物については、耐震化率100%を目標に設定し、耐震化へ取り組んでいきます。

■ 多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標 ■



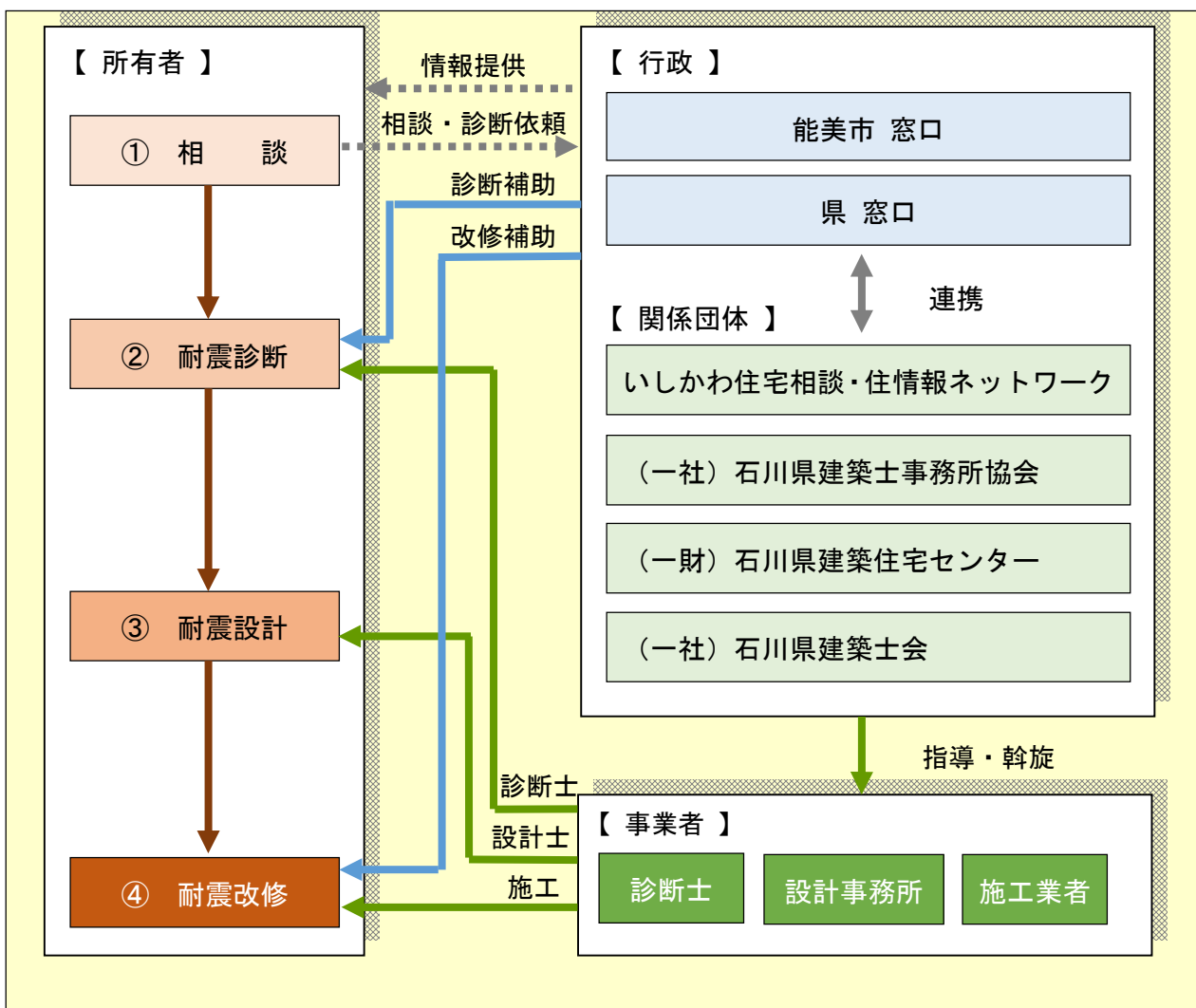
第3章 耐震改修促進に向けた取り組み

3-1. 耐震化の方針

1) 住宅の耐震化

市では、耐震化へ向けて県や関係団体と連携した支援体制づくりを行い、住宅・建築物の所有者が耐震化を促進しやすい環境整備を目指します。

■ 耐震改修の流れと支援体制のイメージ ■



2) 多数の者が利用する建築物の耐震化

市では、耐震化へ向け、地震により倒壊した場合、大きな被害をもたらすことが想定される多数の者が利用する建築物について、啓発普及活動を通じて耐震化を呼びかけます。

また、民間建築物の耐震化を誘導するためにも、公共建築物の耐震化率 100%の早期達成を目指します。

3-2. 耐震化への取り組み

住宅・建築物の所有者が、生命・財産を守るために耐震化が重要であるという意識を高め、耐震診断・耐震改修といった対策を着実に進めていくことが耐震化につながります。

市では、耐震性が不足する住宅・建築物の所有者を支援するために、補助制度の整備や相談・支援体制の強化、啓発普及活動等に取り組むと共に、別途アクションプログラムを策定し、実施することで耐震化を促進していきます。

1) 耐震診断、耐震改修の補助制度

本市では、「能美市住宅耐震改修工事費等補助制度」を設け、地震による木造住宅の倒壊を未然に防ぎ、市民の安全を確保するため、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事に要する費用の補助を行なっています。

■ 能美市住宅耐震改修工事費等補助制度 ■

項目		内容
対象区域		・ 市内全域
対象となる建築物		<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 56 年 5 月 31 日までに建築、または工事に着工した木造住宅で、2 階建て以下のもの（在来軸組工法により建築されたものに限り、店舗等併用住宅の場合は 1/2 以上を居住の用に供するものに限ります。） ・ 本人、親、配偶者または子（同居する全員に市税等の滞納がない方に限ります。）が所有し、居住する住宅
補助費用	耐震診断	・ 耐震診断士による耐震診断：費用の 4/5 以内、かつ上限 12 万円
	耐震改修工事	・ 耐震診断により上部構造評点 1.0 未満と診断された住宅を 1.0 以上とする耐震改修工事に要する費用、かつ上限 150 万円

2) 相談・支援体制

耐震化へ向けて市の相談窓口の充実を図ります。また、県や関係団体とも連携を強化し、住民のあらゆる相談に対応できる環境整備を目指します。

① 相談窓口の強化

市の相談窓口以外にも、県窓口や「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」と連携し、住宅等の所有者の補助制度や地震対策に関する疑問に対応できるように相談体制を強化していきます。

② 県との連携

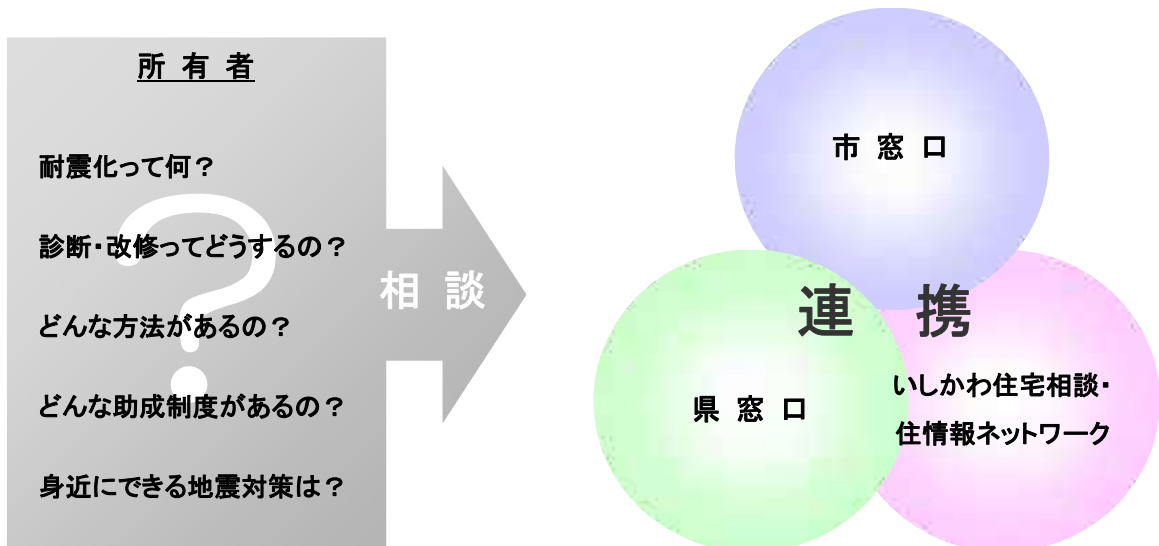
石川県建築住宅課、県土木事務所と連携し、市と県が同様な情報を共有し、相談が行える体制づくりを整備します。

③ いしかわ住宅相談・住情報ネットワークとの連携

耐震診断、耐震改修の詳細な相談や悪徳業者等とのトラブル相談など、総合的な相談窓口として「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」の周知を図ります。

■ いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク ■

概要	「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」は、県内の住宅相談に迅速で的確な対応を行うこと、並びに総合的な情報収集を行うことを目的として、県内の住宅相談を行っている主な機関が中心となって構成されています。	
会 員	(一社) 石川県建築士事務所協会 (一社) 石川県建築士会 (公社) 石川県宅地建物取引業協会 (独) 住宅金融支援機構北陸支店	NPO 法人バリアフリー総合研究所 (一財) 石川県建築住宅センター 石川県消費生活支援センター



3) 啓発普及活動


より多くの住宅・建築物の所有者へ耐震化に関する情報が提供されるように、さまざまな手法を利用して啓発普及を行っていきます。また、耐震改修を行う建築関連事業者に向けても、随時、新しい情報を提供していきます。

① 啓発普及用パンフレット

耐震化への関心が風化しないようパンフレットなどを活用した啓発普及活動を引き続き実施していきます。

■ 誰でもできるわが家の耐震診断パンフレット ■

- ・10 の質問にしたがって、わずかな時間で住まいの耐震性を診断できる、いわば耐震化への入口です。住まいのどの部分が地震に対して弱いのかを知ることができます。
- ・このパンフレットは、財団法人日本建築防災協会のHP (<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>) から入手できます。

	合計点数	判定・今後の対策
	10点	ひとまず安心ですが、念のため専門家に診てもらいましょう
	8~9点	専門家に診てもらいましょう
	7点以下	心配ですので、早めに専門家に診てもらいましょう

② インターネット、広報誌等の活用

インターネットや広報、新聞等の複数のメディアを活用し、耐震化への啓発普及を行います。

③ 地域防災訓練

地域防災訓練を活用し、地震被害に関する事例、住宅・建築物の耐震化の重要性、総合的な地震時の安全対策、震災時の防災対応などについて啓発普及を行い地震に強いまちづくりの意識向上を図っていきます。

④ ワークショップ等による普及啓発

特に、防災上の危険性の高い地区や多数の者が利用する建築物が存する地区などにおいて、地域の要望に応じてワークショップや説明会を開催するなど、災害に強いまちづくり意識の向上に取り組みます。



能美市

能美市耐震改修促進計画

令和3年11月